



# 三重県公報

令和8年4月17日 (金)

第 711 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
264	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示	( 福 利 厚 生 課 )	2
265	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示	( 同 )	2
266	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	( 障 が い 福 祉 課 )	3
267	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	( 担 い 手 支 援 課 )	4
268	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	( 農 産 物 安 全 ・ 流 通 課 )	4
269	保安林の指定をする予定である旨の通知	( 治 山 林 道 課 )	4
270	同件	( 同 )	5
<b>公 告</b>			
	ふぐ処理者試験の実施	( 食 品 安 全 課 )	5
	土地改良区役員の就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	6
	同件	( 同 )	6
	同件	( 同 )	6
	土地改良区役員の退任の届出	( 同 )	6
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	( 同 )	6
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 同 )	7
	同件	( 同 )	7
	同件	( 同 )	7
	土地改良区の定款変更の認可	( 同 )	8
	同件	( 同 )	8
	同件	( 同 )	8
	同件	( 同 )	8
	同件	( 同 )	8
	同件	( 同 )	9
	同件	( 同 )	9
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札を決定した旨	( 病 院 事 業 庁 )	9
	一般競争入札を行う旨	( 警 察 本 部 )	9
<b>正 誤</b>			
	令和8年2月20日付け三重県公報第695号	( 治 山 林 道 課 )	13

告 示

**三重県告示第 264 号**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 4 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額（平成 6 年三重県告示第 265 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																														
<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項の年金たる補償に係る補償基礎額及び第 5 条の 3 第 1 項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">年齢階層</th> <th style="width: 33%;">最低限度額</th> <th style="width: 33%;">最高限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20歳未満</td><td style="text-align: right;">5,799円</td><td style="text-align: right;">14,597円</td></tr> <tr><td>20歳以上25歳未満</td><td style="text-align: right;">6,260円</td><td style="text-align: right;">14,597円</td></tr> <tr><td>25歳以上30歳未満</td><td style="text-align: right;">6,874円</td><td style="text-align: right;">16,191円</td></tr> <tr><td>30歳以上35歳未満</td><td style="text-align: right;">7,157円</td><td style="text-align: right;">19,610円</td></tr> <tr><td>35歳以上40歳未満</td><td style="text-align: right;">7,534円</td><td style="text-align: right;">22,499円</td></tr> <tr><td>40歳以上45歳未満</td><td style="text-align: right;">7,697円</td><td style="text-align: right;">24,084円</td></tr> <tr><td>45歳以上50歳未満</td><td style="text-align: right;">8,007円</td><td style="text-align: right;">26,238円</td></tr> <tr><td>50歳以上55歳未満</td><td style="text-align: right;">7,821円</td><td style="text-align: right;">26,868円</td></tr> <tr><td>55歳以上60歳未満</td><td style="text-align: right;">7,536円</td><td style="text-align: right;">27,949円</td></tr> <tr><td>60歳以上65歳未満</td><td style="text-align: right;">6,450円</td><td style="text-align: right;">23,237円</td></tr> <tr><td>65歳以上70歳未満</td><td style="text-align: right;">4,400円</td><td style="text-align: right;">17,755円</td></tr> <tr><td>70歳以上</td><td style="text-align: right;">4,400円</td><td style="text-align: right;">14,597円</td></tr> </tbody> </table>	年齢階層	最低限度額	最高限度額	20歳未満	5,799円	14,597円	20歳以上25歳未満	6,260円	14,597円	25歳以上30歳未満	6,874円	16,191円	30歳以上35歳未満	7,157円	19,610円	35歳以上40歳未満	7,534円	22,499円	40歳以上45歳未満	7,697円	24,084円	45歳以上50歳未満	8,007円	26,238円	50歳以上55歳未満	7,821円	26,868円	55歳以上60歳未満	7,536円	27,949円	60歳以上65歳未満	6,450円	23,237円	65歳以上70歳未満	4,400円	17,755円	70歳以上	4,400円	14,597円	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項の年金たる補償に係る補償基礎額及び第 5 条の 3 第 1 項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">年齢階層</th> <th style="width: 33%;">最低限度額</th> <th style="width: 33%;">最高限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20歳未満</td><td style="text-align: right;">5,499円</td><td style="text-align: right;">13,975円</td></tr> <tr><td>20歳以上25歳未満</td><td style="text-align: right;">6,143円</td><td style="text-align: right;">13,975円</td></tr> <tr><td>25歳以上30歳未満</td><td style="text-align: right;">6,703円</td><td style="text-align: right;">15,237円</td></tr> <tr><td>30歳以上35歳未満</td><td style="text-align: right;">7,023円</td><td style="text-align: right;">18,016円</td></tr> <tr><td>35歳以上40歳未満</td><td style="text-align: right;">7,326円</td><td style="text-align: right;">20,864円</td></tr> <tr><td>40歳以上45歳未満</td><td style="text-align: right;">7,576円</td><td style="text-align: right;">22,564円</td></tr> <tr><td>45歳以上50歳未満</td><td style="text-align: right;">7,766円</td><td style="text-align: right;">23,666円</td></tr> <tr><td>50歳以上55歳未満</td><td style="text-align: right;">7,711円</td><td style="text-align: right;">25,354円</td></tr> <tr><td>55歳以上60歳未満</td><td style="text-align: right;">7,348円</td><td style="text-align: right;">26,187円</td></tr> <tr><td>60歳以上65歳未満</td><td style="text-align: right;">6,192円</td><td style="text-align: right;">22,694円</td></tr> <tr><td>65歳以上70歳未満</td><td style="text-align: right;">4,200円</td><td style="text-align: right;">17,484円</td></tr> <tr><td>70歳以上</td><td style="text-align: right;">4,200円</td><td style="text-align: right;">13,975円</td></tr> </tbody> </table>	年齢階層	最低限度額	最高限度額	20歳未満	5,499円	13,975円	20歳以上25歳未満	6,143円	13,975円	25歳以上30歳未満	6,703円	15,237円	30歳以上35歳未満	7,023円	18,016円	35歳以上40歳未満	7,326円	20,864円	40歳以上45歳未満	7,576円	22,564円	45歳以上50歳未満	7,766円	23,666円	50歳以上55歳未満	7,711円	25,354円	55歳以上60歳未満	7,348円	26,187円	60歳以上65歳未満	6,192円	22,694円	65歳以上70歳未満	4,200円	17,484円	70歳以上	4,200円	13,975円
年齢階層	最低限度額	最高限度額																																																																													
20歳未満	5,799円	14,597円																																																																													
20歳以上25歳未満	6,260円	14,597円																																																																													
25歳以上30歳未満	6,874円	16,191円																																																																													
30歳以上35歳未満	7,157円	19,610円																																																																													
35歳以上40歳未満	7,534円	22,499円																																																																													
40歳以上45歳未満	7,697円	24,084円																																																																													
45歳以上50歳未満	8,007円	26,238円																																																																													
50歳以上55歳未満	7,821円	26,868円																																																																													
55歳以上60歳未満	7,536円	27,949円																																																																													
60歳以上65歳未満	6,450円	23,237円																																																																													
65歳以上70歳未満	4,400円	17,755円																																																																													
70歳以上	4,400円	14,597円																																																																													
年齢階層	最低限度額	最高限度額																																																																													
20歳未満	5,499円	13,975円																																																																													
20歳以上25歳未満	6,143円	13,975円																																																																													
25歳以上30歳未満	6,703円	15,237円																																																																													
30歳以上35歳未満	7,023円	18,016円																																																																													
35歳以上40歳未満	7,326円	20,864円																																																																													
40歳以上45歳未満	7,576円	22,564円																																																																													
45歳以上50歳未満	7,766円	23,666円																																																																													
50歳以上55歳未満	7,711円	25,354円																																																																													
55歳以上60歳未満	7,348円	26,187円																																																																													
60歳以上65歳未満	6,192円	22,694円																																																																													
65歳以上70歳未満	4,200円	17,484円																																																																													
70歳以上	4,200円	13,975円																																																																													

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償に係る補償基礎額から適用する。

**三重県告示第 265 号**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年三重県条例第 43 号）第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 4 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額（平成 11 年三重県告示第 261 号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定による知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。</p>			<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定による知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。</p>		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 (略)	(略)	常時介護を要する状態	1 (略)	(略)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が90,790円以下であるときに限る。)	月額90,790円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。)	月額85,490円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 (略)	(略)	随時介護を要する状態	1 (略)	(略)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が45,400円以下であるときに限る。)	月額45,400円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。)	月額42,700円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

三重県告示第 266 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 8 年 4 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	つばめ薬局	津市野田 779 番 1		薬局	令和 8 年 3 月 1 日
薬局	さつき薬局 三重名張店	名張市東町 1911-2 グレイスコート 1 階		薬局	令和 8 年 4 月 1 日
薬局	矢の五薬局希中央店	名張市希中央 5 番町 19		薬局	令和 8 年 4 月 1 日
薬局	エール調剤薬局	四日市市市場町 3117-7		薬局	令和 8 年

	保々店				4月1日
薬局	大里薬局	津市大里睦合町 445-5		薬局	令和8年 4月1日

**三重県告示第 267 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。  
令和 8 年 4 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地  
三重県信用農業協同組合連合会  
三重県津市栄町一丁目 960
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
令和 8 年度就農施設等資金三重県貸付金の償還等に係る事務委託
- 3 指定をした日  
令和 8 年 3 月 10 日
- 4 委託をした日  
令和 8 年 3 月 31 日
- 5 委託期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

**三重県告示第 268 号**

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。  
令和 8 年 4 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成 14 年 8 月 12 日 第 15 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊勢農業協同組合	代表理事組合長 酒徳 雅明	三重県度会郡度会町大野木 1858 番地

3 変更内容

- (1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
角屋 幸太郎	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242026695

- (2) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
山本 良昭	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2423150

**三重県告示第 269 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所  
熊野市大泊町字フジヨンボ 440 の 1・440 の 2・字カクレザコ 451（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 270 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町大又字大島谷 1180 の 1、1180 の 2、1181 から 1184 まで、1183 の 1、1184 の 1、1186、1188、1191、字江竜 1185、1187

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

三重県食品衛生法施行条例（令和 2 年三重県条例第 53 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定によるふぐ処理者試験を次のとおり実施します。

令和 8 年 4 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
ア 1 日目 令和 8 年 9 月 29 日 (火)	ア 午後 1 時 30 分から 午後 4 時まで	ア 松阪市上川町 212-1 ワークセンター松阪
イ 2 日目 令和 8 年 9 月 30 日 (水)	イ 午前 9 時 30 分から 午後 5 時まで	イ 松阪市上川町 212-1 ワークセンター松阪

※ 試験の終了時刻は、受験者数により変更することがあります。

2 試験方法

1 日目 学科試験及び実技試験（ふぐの種類鑑別）

2 日目 実技試験（ふぐの処理及び臓器鑑別）

3 受験申込書の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間  
令和8年8月3日(月)から同月12日(水)まで
- (2) 受付場所  
県内各保健所  
郵送による受付もいたします(令和8年8月12日(水)必着)。  
なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付はいたしません。
- 4 受験申込書の請求先  
県内各保健所
- 5 その他  
この試験についての問い合わせは、受験申込書の請求先にしてください。

---

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和8年4月17日

三重県知事 一 見 勝 之

山田池土地改良区(津市庄田町1337番地)

就任理事

津市庄田町2559番地

川 嶋 政 之

---

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和8年4月17日

三重県知事 一 見 勝 之

上野土地改良区(伊賀市平野山之下380番地5)

就任理事

伊賀市小田町140

西 出 健一郎

---

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和8年4月17日

三重県知事 一 見 勝 之

御浜土地改良区(南牟婁郡御浜町大字下市木919番地10)

就任理事

南牟婁郡御浜町大字阿田和5513

辻 本 英 樹

---

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和8年4月17日

三重県知事 一 見 勝 之

徳田町土地改良区(鈴鹿市徳田町1006番地の1)

退任理事

鈴鹿市徳田町1611番地の1

畑 憲 二

---

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項及び同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

令和8年4月17日

三重県知事 一 見 勝 之

嘉例川土地改良区(桑名市大字嘉例川40番地2)

退任監事

桑名市大字嘉例川149番地

小 池 覚

桑名市大字嘉例川 120 番地	小 池 一 司
"    "    8 番地 1	多 儀 幸 生
退任清算人	
桑名市大字嘉例川 147 番地	伊 藤 光 夫
"    "    113 番地	伊 藤 政 博
"    "    68 番地	伊 藤 清 明
"    "    164 番地	伊 藤 正 文
"    "    66 番地 1	小 池 晴 久
"    "    107 番地	小 池 亨
"    "    119 番地 2	小 池 利 樹

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 4 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

長澤土地改良区（鈴鹿市伊船町 1009 番地の 5）

退任理事

鈴鹿市長澤町825番地の1	澤 田 洋 一
"    "    811番地	村 山 浩 紀
"    "    1087番地の1	羽 田 正 春
"    "    1064番地	村 山 森 秋
"    "    887番地	羽 田 治 巳
"    "    1869番地の30	澤 田 敏 行
"    "    1200番地	村 田 生 夫

退任監事

鈴鹿市長澤町1100番地の3	小 川 祐 司
"    "    1067番地の1	杉 山 保 夫

就任理事

鈴鹿市長澤町830番地	羽 田 高 広
"    "    804番地	村 山 好 樹
"    "    2098番地の6	羽 田 昇
"    "    1089番地の2	松 井 一 憲
"    "    1071番地	羽 田 民 洋
"    "    1209番地	松 井 巧
"    "    1200番地	村 田 実 生

就任監事

鈴鹿市長澤町852番地の2	伊 藤 浩 二
"    "    1157番地	松 井 健

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 4 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

雲出川土地改良区連合（津市高茶屋小森町字向山 1732-11）

退任理事

津市一志町八太 1646-1	守 山 孝 之
----------------	---------

就任理事

津市一志町日置 347	渡 辺 晃 一
-------------	---------

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任

の届出がありました。

令和8年4月17日

三重県知事 一見勝之

伊倉津井土地改良区（津市雲出伊倉津町 1112-3）

退任理事

津市雲出伊倉津町 1112-3

〃 〃 967-1

〃 〃 1149-7

〃 〃 1145-22

〃 〃 840-1

〃 〃 561

〃 〃 1065

大田茂生

飯坂友郷

加藤徳義

枝川善継

太田静男

川北一郎

山本和司

退任監事

津市雲出伊倉津町 998

〃 〃 552

〃 〃 970-1

伊藤泰士

川北幸伸

太田雅也

就任理事

津市雲出伊倉津町 1112-3

〃 〃 967-1

〃 〃 1149-7

〃 〃 1145-22

〃 〃 840-1

〃 〃 1065

〃 〃 542-1

大田茂生

飯坂友郷

加藤徳義

枝川善継

太田静男

山本和司

倉田昇

就任監事

津市雲出伊倉津町 998

〃 〃 970-1

伊藤泰士

太田雅也

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三重用水土地改良区（四日市市平尾町大池 2765 番地 3）の定款の変更を認可しました。

令和8年4月17日

三重県知事 一見勝之

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、白江野土地改良区（鈴鹿市白子町 3316 番地の 1）の定款の変更を認可しました。

令和8年4月17日

三重県知事 一見勝之

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鈴鹿川沿岸土地改良区（鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号）の定款の変更を認可しました。

令和8年4月17日

三重県知事 一見勝之

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高野井土地改良区（津市一志町八太 1358 番地 1）の定款の変更を認可しました。

令和8年4月17日

三重県知事 一見勝之

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、伊倉津井土地改良区（津市雲出伊倉津町 1112-3）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、雲出川土地改良区連合（津市高茶屋小森町字向山 1732-11）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、御浜土地改良区（南牟婁郡御浜町大字下市木 919 番地 10）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

### 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 17 日

三重県病院事業庁長 野 口 慎 次

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称   | 令和 7～10 年度三重県立一志病院清掃洗濯業務委託                |
| 2 | 担 当 部 局   | 三重県津市白山町南家城 616<br>三重県立一志病院               |
| 3 | 落 札 決 定 日 | 令和 8 年 3 月 30 日                           |
| 4 | 落 札 者     | 三重県伊賀市上野丸之内 28 番地<br>株式会社ナショナルメンテナンス三重営業所 |
| 5 | 落 札 金 額   | 61,050,000 円（うち、消費税及び地方消費税 5,550,000 円）   |
| 6 | 決 定 手 続   | 総合評価一般競争入札                                |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和 8 年 2 月 13 日                           |

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 17 日

三重県警察本部長 谷 井 義 正

- 1 入札に付する事項
  - (1) 賃貸借物品及び数量  
仮想ブラウザシステム整備に係る情報ネットワーク機器の賃貸借及び運用保守 1 式
  - (2) 契約の特質等  
賃貸借物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 契約期間等
    - ア 契約期間  
契約締結日から令和 13 年 1 月 31 日（金）まで
    - イ 構築委託期間  
契約締結日から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで
    - ウ 賃貸借期間  
令和 9 年 2 月 1 日（月）から令和 13 年 1 月 31 日（金）まで
    - エ 保守期間  
令和 9 年 2 月 1 日（月）から令和 13 年 1 月 31 日（金）まで
    - オ 運用開始日

令和9年2月1日（月）

- (4) 履行場所（納入場所）  
三重県警察本部
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格
    - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格
    - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
    - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
    - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
    - エ 該当の案件を履行するにあたり、仕様書記載の必要な資格を有している者であること。
    - オ 令和8年5月8日（金）12時の提出締切日時までに、4(4)の機器等リスト（別紙様式1）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。
- 3 入札に関する事項
  - (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、令和8年5月8日（金）12時までに(4)の機器等リスト（別紙様式1）を5(1)の場所へ提出して、三重県警察の承認を受けてください。(1)に掲げる申請書を令和8年6月18日（木）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)、(4)（最終版）、(5)及び(6)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

  - (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (4) 機器等リスト（別紙様式1）

提出された機器等リストに基づき確認を行い、情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札を無効扱いとします。機器等リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。情報セキュリティ上のリスクに対応する必要がないと確認した機器等について承認通知を行い、優先順位最上位のものを採用するものとします。

なお、承認通知は令和8年6月15日（月）17時までに書面にて行います。

※ 機器確認に4～5週間を要する見込みのため落札決定までに相当の期間がかかります。
  - (5) 2(2)エを証明する書類（ネットワークスペシャリスト試験合格を証明する書類の写し）
  - (6) 明細書

※ 内容については、予算の範囲内で協議することとします。
- 5 入札手続等に関する事項
  - (1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地  
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 廣森  
電話 059-222-0110 (内線) 2264 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和8年6月25日(木)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和8年6月22日(月)17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和8年6月22日(月)17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年6月25日(木)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年6月25日(木)15時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 仮想ブラウザシステム整備に係る情報ネットワーク機器の賃貸借及び運用保守入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年6月25日(木)15時10分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加

資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によりします。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Lease and Operation Maintenance of Information Network Equipment for the Establishment of a Virtual Browser System

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, June 25, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Thursday, June 25, 2026.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Thursday, June 25, 2026.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT. 2264)

FAX:059-226-9917

---

## 正 誤

令和8年2月20日付け三重県公報第695号に登載しました、保安林の指定をする予定である旨の告示中  
ページ 行

9 上から5

誤

多気郡大台町栗谷字芦谷66から69まで、72から77まで、1254の1から1254の3まで、1255、1256の1、

正

多気郡大台町栗谷字芦谷66から69まで、72から77まで、1254の1から1254の3まで、1255、1256の1、

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---